

自治労福島発第 482 号
全済自治労福島発第 20-037 号
2020 年 9 月 29 日

各 単組執行委員長 様
各 単組共済担当者 様
各 県本部共済推進委員 様
各 県支部共済推進委員 様

自治労福島県本部共済推進委員会
全済自治労共済本部福島県支部共済推進委員会
委員長 志賀一幸
(職印省略)

マイカー共済次期制度改定(組織討議案)の組織討議について(依頼)

日頃の自治労共済推進活動に対し、心より敬意を表します。

さて、9月15日に開催された共済推進県本部代表者会議において、自治労本部からマイカー共済次期制度改定(組織討議案)(以下「改定案」とします)が提起されました。今回の改定案については、厚生労働省からの指摘を受け、労働組合等用の「職域掛金」と、主に個人契約の「地域掛金」の掛金区分の違い(職域掛金の方が安い)を廃止することによるものです。

県本部においては、本日開催した県本部第2回共済推進委員会において改定案について組織討議に付すことを決定し、併せて委員会終了後に開催された県本部第7回単組代表者会議において、改定案の説明と組織討議の要請を行いました。

つきましては、現在、自治労・団体生命共済抜本改正(組織討議案)の組織討議をお願いしている中ではありますが、今回の改定案につきましても、各単組における議論をお願いするとともに、10月8日(木)までに意見書を提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

おって、自治労・団体生命共済抜本改正(組織討議案)に係る意見書の提出期限は9月30日(水)となっておりますので、併せてご提出いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

(1) 送付資料等

- ① 資料1 マイカー共済次期制度改定(組織討議案)について
- ② 資料2 <マイカー共済>次期商品改定 概要案
- ③ 資料3 2020年5月末有効契約と同等プランで試算した共済掛金の増減分布
- ④ 意見書様式(1部)
(上記①~③の送付部数)
ア. 県職連合・各市職労 各3部
イ. ア以外の単組 各1部
(④の送付部数) 各単組 1部
※意見書様式等については、県本部ホームページへ掲載します。

(2) 意見書の提出方法

別紙意見書様式により、10月8日(木)までに、共済県支部(FAX024-521-1728)へFAXまたは共済県支部事務局長へメール(送付先 bannai_takahiro@zenrosai.coop)にてご提出ください。

(事務担当: 県支部 事務局長 坂内孝浩 TEL: 024-521-0336)

マイカー共済次期制度改定（組織討議案）に対する意見書

※添書不要です。（送付先 FAX 024-521-1728）

記入日 2020年 月 日

単組名 _____ 記入者氏名 _____

以上